

波佐見町下水道事業経営戦略等策定支援業務仕様書

この仕様書は、波佐見町（以下甲という。）が受託者（以下乙という。）に業務委託する「波佐見町下水道事業経営戦略等策定支援業務」について適用する。

第1章 総則

1. 委託業務名

波佐見町下水道事業経営戦略等策定支援業務

2. 業務の目的

本業務は、波佐見町下水道事業（以下「下水道事業」という。）における中長期的な経営計画を策定することにより、持続可能な下水道事業の実現を図ることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 計画期間

令和8年度から令和17年度までの10年間

5. 作業計画及び工程管理並びに業務責任者等

- （1） 乙は、契約締結後、遅滞なく業務計画書を提出し、甲の承認を受けなければならない。業務計画書の記載内容に追加または変更が生じた場合は、速やかに甲の承認を受けなければならない。なお、甲は、乙が配置した業務責任者及び各業務担当者等が業務遂行上著しく不相当と認めるときは、その理由を明示して乙に変更を求めることができる。
- （2） 乙は、業務実施の状況について、甲に適時、報告するとともに、甲の指示があった場合は、甲の請求する成果または資料を提出し、その内容の説明を行うものとする。
- （3） 乙は、協議及び打ち合わせの都度、その内容に対する議事録を作成し、甲に提出するものとする。

6. 従事者

本業務を受注する者（以下「受注者」という。）は、次に示す図書に準拠し、第2章に規定した業務内容に関して知見を有する者とする。また、本業務については、技

術士、公認会計士等の有資格者で下水道事業に関する経営戦略策定に関する業務の実績がある者を業務担当者または業務責任者として従事させるものとする。

- (1) 公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月）総務省
- (2) 公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書（平成26年3月）総務省
- (3) 公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究会報告書（平成27年3月）総務省
- (4) 「経営戦略」の策定推進について（平成31年3月）総務省
- (5) 「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について（平成31年3月）総務省
- (6) 「経営戦略」の改定推進について（令和4年1月）総務省
- (7) 下水道使用料算定の基本的考え方 日本下水道協会
- (8) 経営戦略策定・改定ガイドライン（平成31年3月改訂版）総務省
- (9) 経営戦略策定・改定マニュアル（令和4年1月改訂版）総務省
- (10) 地方公営企業繰出基準
- (11) そのほか下水道の経営に関する関係法令、諸法規、各種通知等
- (12) そのほか社会資本整備総合交付金要綱等下水道整備、農業集落排水設備等整備に関する関係法令、諸法規、各種通知等

第2章 業務内容

7. 財務分析に関する支援

財務分析の業務内容は、次の視点を踏まえて支援を行う。

- (1) 財務状況、資産状況、資金状況、施設整備状況等の把握・経年比較分析
- (2) 外的経営環境の把握・分析
 - ① 各種の経営指標等を活用して経営規模等の類似団体（複数）及び、近隣団体との経営状況比較と特徴の分析
 - ② 下水道事業のトレンド把握と将来展望の分析
 - ③ 人口減少等の社会構造の変化

8. 経営目標に関する支援

経営戦略の達成度を評価する仕組みをより実効性のあるものとするために、進捗管理及び事後検証（モニタリング）に向けた重要な経営指標の目標値や事後検証の実施手法について支援を行う。

9. 将来シミュレーションに関する支援

事業の持続可能な経営目標を勘案しながら、主として資金面に着目し、概ね10年間の財務シミュレーションについて支援を行う。

- (1) 投資計画を踏まえた複数パターンによる投資試算

(2) 財源試算に関して、次の各種財源のシミュレーション

- ① 下水道使用料収入
- ② 企業債
- ③ 国庫補助金
- ④ 一般会計繰入金
- ⑤ 自己財源
- ⑥ 加入金、受益者負担金等
- ⑦ その他の財源

10. 収支ギャップ解消に関する助言指導

将来にわたる経営課題の分析と解決方法についての提案及び、甲の事業に関連する関係部署等との打ち合わせに対して必要に応じて同席し、将来にわたる経営課題の分析と解決方策の共有及び、合意形成に向けた助言指導を実施する。

- (1) 将来にわたる経営課題と優先的取組事項の整理
- (2) 上記(1)で抽出した経営課題解決のための現状の課題分析と改善方法の提案
 - ① 投資規模・財源構成(財源割合)
 - ② 資金計画(現金預金残高、企業債借入及び企業債残高、キャッシュフローの姿等)
 - ③ 財政収支計画

11. 経営戦略策定に関する支援

検討過程を取りまとめた経営戦略策定支援を実施する。

なお、経営戦略は総務省様式での作成を基本とし、波佐見町ホームページによる公開や波佐見町議会への報告に際して必要となる補足資料の作成についても支援する。

第3章 その他

1 2. 完了報告等

- (1) 本業務が完了したときは、乙は遅滞なく実績報告書及び完了届を甲に提出し、検査を受けなければならない。
- (2) 甲は、年度ごとに出来高に応じ委託料の支払を請求するものとし、年度終了までに乙は出来高調書を甲に提出し、前項同様に検査を受けなければならない。

1 3. 成果の帰属

本業務の成果品は、すべて甲の帰属とする。また、乙は、甲の承認を受けずに成果品を複製し、他に公表または貸与してはならない。

1 4. 成果品

業務報告書（業務内容を取りまとめたもの。）紙媒体1部、電子媒体1部。

1 5. 議会及び住民への公開

令和8年3月31日までに議会への報告及び波佐見町ホームページで公開する。

1 6. その他

その他本業務を遂行するに当たって必要な事項については、甲乙協議の上で決定することとする。